

高知県公立大学法人評価委員会運営要綱

（目的）

第1条 この要綱は、高知県公立大学法人に係る評価委員会及び重要な財産に関する条例（平成20年高知県条例第6号。以下「条例」という。）に規定する高知県公立大学法人評価委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

（会議の公開）

第2条 委員会の会議は、原則として公開とする。ただし、委員会において非公開とすることが適当であると認められる案件については、この限りでない。

（傍聴人に対する指示）

第3条 委員長は、傍聴人が会議の進行を妨害する行為をしたと認めたときは、傍聴人に対し、退場を命じることができる。

（議事要旨等の公表）

第4条 委員会の議事要旨及び会議で使用した資料は、公表する。ただし、第2条の規定により会議を非公開とした案件に係るものについては、委員長が委員会に諮って当該議事要旨及び会議で使用した資料を公表しないことができる。

（意見の聴取）

第5条 委員長は、議事に関し、関係者の意見を聴く必要があると認めたときは、委員会に出席を求めて意見を聴くことができる。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成21年2月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月3日から施行する。